

水道局企業職給料表(2) 2級係員に関する要綱

決 裁 平27. 1.13

(目的)

第1条 この要綱は、技能職員が、自ら主体的に責任をもって管理運営する体制を確立し、技能職員の職場の円滑かつ効率的な運営及び活性化を図るため、水道局企業職給料表(2)2級係員（以下、「係員（主担）」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(班及び係員（主担）の設置)

第2条 技能職員の職場における業務の円滑な遂行を図るため、職場の実態及び作業区分等を考慮して、技能職員を適宜班に分けることができる。

2 所管業務の円滑かつ効率的な運営を図るため、前項により設置された班に、作業体制の実態に即し、係員（主担）を置くことができる。

(選考)

第3条 係員（主担）は、水道局企業職給料表(2)2級昇格選考実施要綱により選考する。

(職務)

第4条 係員（主担）は、部門統括を補佐するとともに、上司の命を受けて所管業務に従事し、技術職員及び事務職員との連携を密に保ちながら、所管する技能職員を指揮監督し、作業能率及び技能の向上に努めるものとする。また、現場における業者の作業管理・指導、現場連絡調整など、特に高度な経験、判断を伴う職務を行う。

(役割及び責任)

第5条 係員（主担）は、所管する技能職員を掌握し、所属統括及び部門統括のもとに、所管する技能職員の作業現場における作業管理を統括する役割を担うとともに、作業執行に伴う責務と、それに付帯する管理責任を負うものとする。

2 係員（主担）の具体的役割は次のとおりとする。

作業遂行に関する作業現場での指揮・監督及び執行管理

作業執行に関する各種対応

作業計画への意見具申

部門統括への業務遂行状況等の報告

- 作業現場等における作業の進行管理
 - 作業現場等における作業班技能職員の安全衛生
 - 作業現場等における作業班技能職員の取組み状況報告
 - 所管する技能職員の技術指導及び服務指導
 - その他特命事項
- 3 前項に定めるもののほか、係員（主担）の業務内容は各課（所・場）において定める。

（その他）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
（業務主任制度要綱等の廃止）
- 2 業務主任制度要綱及び業務主任制度実施細目は廃止する。